

くみあいニュース

第19号

◆ ご挨拶

盛夏の候、組合員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は組合事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

事業は概ね順調に進んでおり、5月には事業区域の南側の道路が豊田市に移管されました。建築工事も盛んに行われており、秋頃には斎藤病院の新しい病棟と24街区の大型商業施設もオープンする予定です。日に日に姿を変えていく街づくりのスピードには毎日驚かされており、活気のある街ができることを確信しています。

今年度も3か月が経過しましたが、役員一同気を引き締めて事業を推進していきたいと思っておりますので、引き続きご協力の程、よろしくお願いいたします。

理事長 梅村 利幸

◆ 豊田加茂建設事務所への訪問

令和2年6月5日（金）に当組合の梅村理事長、杉浦副理事長、福岡副理事長と業務代行者、組合事務局が今年の4月1日から赴任されている愛知県豊田加茂建設事務所の仙石所長を訪問しました。訪問には鈴木雅博愛知県議会議員と杉浦弘高豊田市議会議員にも同行していただきました。

これまで前倒して公管金を交付していただいた御礼と四郷の進捗状況を説明しました。仙石所長は四郷の事業進捗の速さに大変驚かれています。



事業進捗の説明を熱心に聞いている仙石所長
(右から2番目)

◆ 最新の地区の空撮写真

令和2年6月17日に撮影したものです。まちの様子がかなり変わってきていることが実感できます。

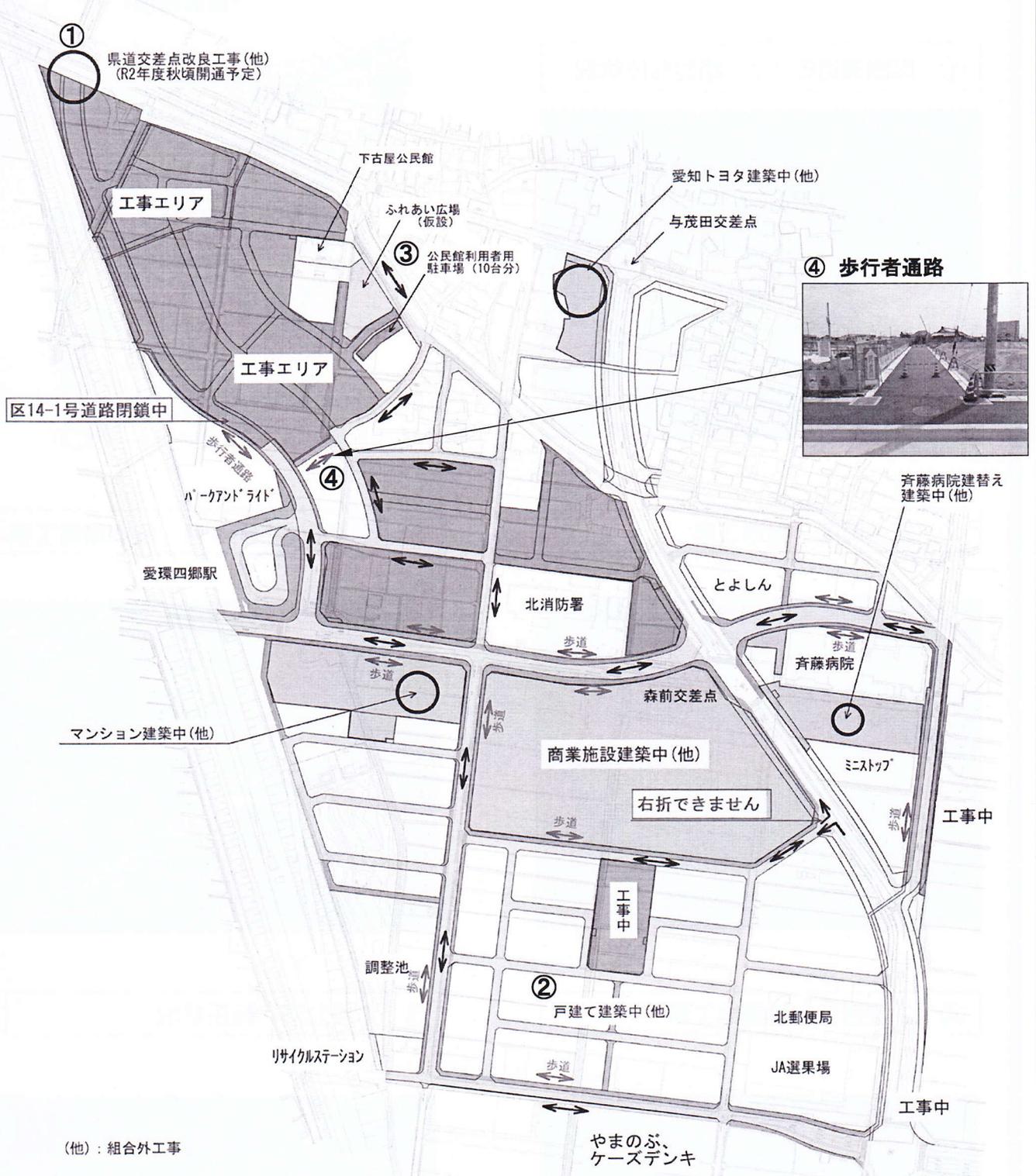


東側から地区全体を撮影



南側から地区全体を撮影

◆ 工事による道路の規制等



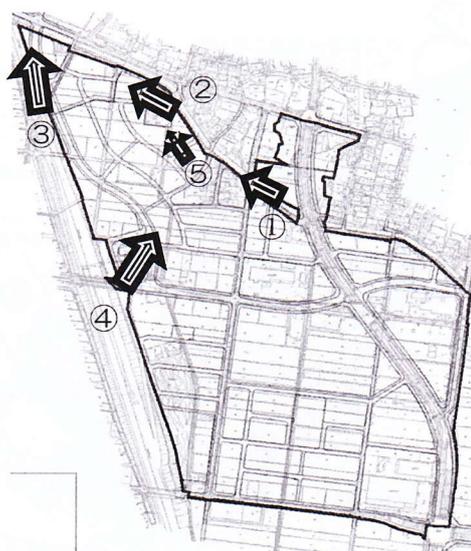
(他) : 組合外工事

- ① 現在豊田市が県道交差点改良工事を行っています。今年の秋頃には開通予定です。
- ② 南工区の道路はすべて開通していますが、建築工事もたくさん行われているので工事車両には注意して通行してください。
- ③ 7月1日より枝下沿いの道路が通行できるようになりました。
- ④ 下古屋公民館から南側の工事が本格的に始まり道路が廃道となりました。四郷駅から下古屋公民館方面へ向かわれる歩行者の方は、新しい歩道を通りしてください。
ご迷惑をお掛けいたしますが、引き続きご協力をお願いいたします。

◆ 現在の工事の状況

-撮影箇所-

① 区画道路6-17 路盤転圧状況



② 3-2街区 整地工事



③ 区画道路14-1号 側溝設置工事



④ 9-2街区宅盤整地工事



⑤ 1号公園 転圧状況

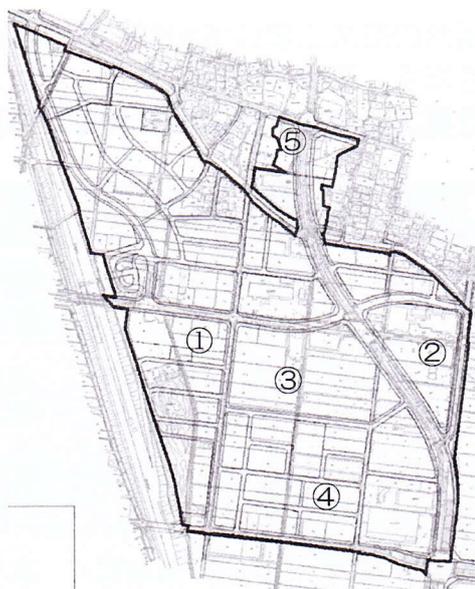


◆ 地区内の建築工事について

①四郷駅前マンション



2期マンション工事もかなり立ち上がってきました。



②斎藤病院



今年の秋オープン予定の斎藤病院も新しい姿を見せ始めました。

④30-2街区戸建住宅



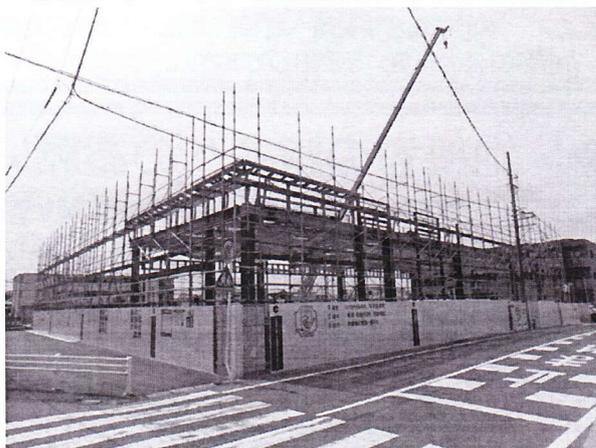
南側の街区は戸建住宅がかなりできています。

③24街区商業施設



今年の秋オープンに向けて工事が進められています。

⑤愛知トヨタ 移転新築工事



愛知トヨタの新店舗建築工事も11月のオープンに向けて進んでいます。

◆ 造成工事が終わった後の組合事業について

組合の造成工事は令和2年度に終了する予定ですが、工事が終わった後も組合事業は続きます。工事終了後の主な予定は以下のとおりです。（この工程はあくまで**素案段階の目標工程**です。今後関係部署と協議を進めてより明確なものにしていきます。）

年 月	内 容	備 考
令和3年3月	造成工事竣工	造成工事と併行して換地と公共用地の面積を確定する測量も行っています。
令和3年度夏頃	公共用地編入 変更協議	測量成果に基づいて道路、公園、河川などの公共用地の帰属先、面積を確定させます。
令和3年度秋頃	最終事業計画 変更	残りの事業期間、事業費を精査して最終の事業計画変更を行います。
令和3年度秋頃	換地計画事前 協議	事業計画変更と併行して換地計画の事前協議も始めます。書類だけでなく現地の検査もあります。
令和3年度冬頃	換地計画縦覧	新しい町名、地番、面積、清算金の金額等を記載した換地計画を2週間縦覧します。
令和4年度夏頃	換地処分公告	公告日の翌日から、皆さんがお持ちの土地は正式に新しい町名、地番、面積になります。
	区画整理登記	登記簿を区画整理後の新しい町名、地番、面積に書き換える作業を行います。
	清算金徴収、 交付	換地処分通知に記載された清算金の徴収、交付を行います。
令和4年度冬頃	組合解散	区画整理登記、清算金徴収交付業務、保留地の所有権移転登記などを完了させてから解散手続きに入ります。

◆ 建築行為等の制限について

換地処分を行うより以前に、土地の形質の変更もしくは、建築物その他工作物の新築、改装、増築を行い、または移動の容易でない物件の設置、もしくはたい積（5トン以上）を行おうとする場合は、豊田市長の許可を必要としますので、事前に組合事務所へご相談の上、「土地区画整理事業施行地区内建築行為等認可申請書」（土地区画整理法第76条第1項の申請）を提出して下さい。

◆ 地権者の皆様へのお願い

- 下記に該当するような宅地および建物等に関する権利に異動が生じたときは、組合事務局までお知らせください。
- ・地区内土地および建物の権利の異動が生じた場合（例：相続の発生、土地・建物の 売買を行った場合など）
 - ・住所移転や連絡先などに変更が生じた場合（例：引越しなどで転居された場合など）

令和 2年 7月 1日 第19号

発行：豊田四郷駅周辺土地区画整理組合

事務所：住所 〒470-0373 豊田市四郷町六反田82番地

電話 0565-45-6251 FAX0565-45-6252

発行責任者：理事長 梅村 利幸

編集責任者：滝野 真道（事務局長）